

7月31日に消防庁のスプリンクラーの設置義務を中心とした「障害者グループホームにおける防火安全対策」にたいし、グループホーム学会としての要望書を、総務省、及び消防庁に提出しました。

2006年7月31日

総務大臣
竹中 平蔵 様

障害のある人と援助者でつくる
日本グループホーム学会
代表 室 津 滋 樹

障害者グループホームにおける防火安全対策についての要望

障害者の命を守り、安心して暮らせるための取り組みに心より感謝申し上げます。

さて、日本グループホーム学会では、火災直後の1月13～14日及び建物解体直前の3月21日に大村現地調査を行い、合わせて、関係者などから入手した設計図書などの資料についても分析を行いました。短時間の調査ではありましたが、その調査に基づき以下の点について要望いたします。

1) 大村の惨事を繰り返さないためには、障害者グループホーム運営者や入居者の防火への取り組み、地域との連携が重要であり、消防行政との協力関係がきわめて重要であることはいうまでもありません。しかし、認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会には障害者グループホーム関係者は一人も加わっておらず、関係者からの意見を聞くこともなく、障害者グループホームの実情、実態も把握しないまま障害者グループホームへの規制を含めた結論をまとめ、制度改正を行おうとしています。そのため、障害者グループホームの実態とかけ離れた規制となるおそれがあり、また、関係者との合意がないまま、一方的に規制しようとするれば、関係者との協力関係を作れないばかりか、不信感すら招きかねません。障害者の安全と生命を守るために手を携えて対策を講じなければならない事態であるにもかかわらず、却って信頼関係を損ねかねない今回の進行状況はきわめて遺憾です。改めて、障害者グループホーム関係者との検討会を設置し、実態をふまえた、実現可能で有効性のある対策を講じることを求めます。

2) これまで、全国で展開されている障害者グループホームとは、入所施設とは異なる居宅サービスであり、基本的には入居者が自己責任で暮らす住まいにおける援助の仕組みです。グループホームの制度は人的な援助の仕組みに対する支援だけであり、住宅部分については国からの支援はなく、事業者と入居者の賃貸契約に基づき、入居者は家賃を払って部屋を借りてきました。その住まいで、共同生活援助という人的な援助やホームヘルパーの援助を受けながら自己責任で暮らしているのが障害者グループホームです(*)。理念的にも、実態としても入所施設とは異なるもので、多くのホームは消防法でも住宅として扱われてきました。その障害者グループホームを施設として規制することは、障害者グループホームを否定するものであり、自らの責任で自由に暮らしている入居者の暮らしを否定するものであります。小規模な入所施設として障害者グループホームの規制を行うことに反対いたします。

3) 障害者グループホームで暮らす障害者の障害は多様であり、もし、スプリンクラーが作動した場合、大混乱やパニックが起きる可能性のある(避難ができなくなります)入居者も入居しており、スプリンクラーによりかえって危険が増加する可能性がある入居者もいます。その意味でも、障害者グループホームでの防火対策は入居者の障害特性に応じた多様性が必要であり、「人」が入居者の生命を守ることを基本とすべきです。設備だけでなく、緊急時の対応が可能な人的配置こそが必要です。

4) 障害者のグループホームの多くは、家屋所有者から事業者が建物を借り受けて(一般賃貸借または定期借家)運営しています。したがって、建物・設備についての所有権や管理責任は家屋所有者側にあり、既存施設にスプリンクラー等防災設備を設置する場合、設備の費用負担の問題は勿論のこと、その後のメンテや点検費用・管理責任等多くの問題が発生し、契約の解除や見直し、家賃・賃料の大幅な変更等予想されます。そのためスプリンクラーの設置が義務づけられた場合、障害者グループホームの設置は困難となると予想されます。また、現にあるホームも家主の同意がとれずに閉鎖せざるを得ないところも出てくると思われます。

障害者グループホームが増えなければ、十分な援助が得られないまま家族との生活を余儀なくされる人が増加します。現在でも、介護疲れや前途を悲観しての心中事件が増加しています。障害者グループホームの増加が遅滞すれば、我が国の障害者福祉の行く末に不安が拡がり、さらに絶望に追いやられる人たちを増やすことになりかねません。生命を守るためのスプリンクラーの設置が、多くの障害者をより危険な状態に追いやりかねません。火事から命を守ることを目的として、総体の安全性が減少することが起きないように、現状をふまえた対策が必要です。障害者グループホーム関係者とともに対策を検討していただきたく、お願い申し上げます。

* 2) について補足

障害者グループホームは、「グループホーム設置・運営マニュアル 2001 年版」では、「住宅の所有者と運営主体とは住宅の使用についてあらかじめ正式な契約を結ばなければならない」とした上で、「次いで、入居者と運営主体とは住宅の使用について、契約を結ぶ」としています。(第二各論 4 グループホームに供する建物(住宅)(2)住宅の入手・所有者・管理 口と八)

又、入居者の自己責任については「入居者の身体、生命、財産については、原則として入居者本人の責任であって、社会的にも地域の一人として責任を果たすものとする。」と明確にしています。(第二各論 5 入居者 (2)入居者の責任)